

番号：150881

国名：タンザニア

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年11月下旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.7M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150618.html>))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	中小企業振興分野にかかる各種評価調査
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

タンザニアの開発計画である Vision 2025 では、「天候と市場に左右される農業中心の生産性の低い経済から近代的で生産性の高い準工業化経済を目指す」としている。また、2010年に策定されたタンザニアの貧困削減戦略「成長と貧困削減のための国家戦略 II (National Strategy for Growth and Reduction of Poverty II (スワヒリ語で MKUKUTA II))」(2010年)のクラスター1「所得貧困の削減のための成長」の中で、製造業の成長率を2009年の8.0%から、2015年には15%まで伸ばすことを目指し、中期的に付加価値のある農業加工分野やSMEsの強化などに重点的に取り組み、タンザニアにおいて製造された製品が国内市場や東アフリカ共同体(East African Community: EAC)、南部アフリカ開発共同体(Southern African Development Community: SADC)、さらには世界市場で競争力を持つことを目指すとしている。

タンザニアの製造業は、2011年に公表された統合産業開発戦略(Integrated Industrial Development Strategy: IIDS)において、2025年までにGDPに占める割合を23%に高めるといった目標を定めているものの、2010年では約9%と、低い割合となっている。また、製造業は少数の大企業と圧倒的多数の小規模・零細事業者から構成されており、タンザニアの製造業発展のためには、小規模・零細企業者の育成が重要課題となっている。

これに対しJICAは、本プロジェクトを含む「タンザニア事業展開計画『中小零細企業支援プログラム』」に沿ってJICAは、2008年1月から、同国産業貿易省に産業開発アドバイザーを派遣し、産業の多様化・高度化に必要な政策立案・実施能力向上のための技術協力を行っており、これまでIIDSの策定や有望産業特定調査、中小零細企業向け信用保証制度構築の準備などを支援している。また、2015年4月からは、中小企業振興公社(SIDO)に産業クラスター開発の戦略立案・実施促進等を目的として、専門家が派遣されている。

カイゼンプロジェクトは、当初、世界銀行の日本開発政策・人材育成基金(Japan Policy and Human Resources Development Fund)による資金支援により、政策研究大学院大学(GRIPS)が繊維・縫製産業の小規模零細企業に対してカイゼンの指導を含む経営指導を行い、経営状況の短期的変化を計量経済の手法を用いて検証する実証研究を行った。GRIPSによるカイゼン普及プロジェクトに関心を持った産業貿易省(MIT)が、プロジェクトを単なる実証研究に終わらせることなく産業貿易省の業務としてカイゼンの普及を制度化したいとして、JICAに対して技術協力を要請した。JICAは、タンザニアカイゼンユニット(TKU)を中心に2013年3月から2016年3月までの3年間、本技術協力プロジェクトを実施している。

本プロジェクトの目標は、「プロジェクト対象州において、製造業企業におけるカイゼン実施のための枠組み・方法論が継続的に活用される。」であり、次の4つの成果が定められている。「成果1: プロジェクト対象州におけるカイゼン実施のための方法論が策定される。」「成果2: カイゼンマスタートレーナーがカイゼントレーナーを育成するために必要な能力を習得し、カイゼントレーナーの育成を行う。また、カイゼンマスタートレーナーの育成過程においてカイゼンの指導を受ける製造業企業(パイロット企業)がカイゼンを実践できるようになる。」「成果3: プロジェクト対象州において、カイゼンの有効性が政府関係者に認識される。また、カイゼン実施・普及のための枠組みが策定され、MIT(TKU)、SIDO、経営教育大学院(CBE)が枠組みを実施、発展させる体制が整備される。」「成果4: プロジェクト対象州において、製造業企業のカイゼンに対する認識度が向上する。」である。

今回実施する終了時評価は、2016年3月のプロジェクトの終了を控え、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後、プロジェクト終了まで及びプロジェクト終了後の活動に対する提言及びJICAによる今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理した上で、分析を行う。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同評

価報告書（案）を作成する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおり。なお、本業務は、以下の調査項目に関して、詳細情報収集と分析を行う必要があり、調査の中で留意すること。

- ① マスタートレーナーとトレーナーの習得技術レベルの確認を行うこと。
- ② カイゼンの普及状況の確認を行うこと。
- ③ 民間企業及び公的セクターにおけるカイゼンの認知状況の確認を行うこと。
- ④ カイゼンにかかる研修等で発現したビジネス上のインパクトの確認

(1) 国内準備期間(2015年11月中旬-2015年11月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination Committee)議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存のPDM (Project Design Matrix)に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）(英文)を作成する。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣(2015年11月下旬-2015年12月中旬)

- ① JICA タンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ C/P と評価グリッドに基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。必要に応じて、同報告書の内容等につき関係者に対して説明を実施する。
- ⑦ 協議記事録(M/M)案(英文)の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICA タンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年12月中旬-2016年1月下旬)

- ① 評価結果要約表（案）(和文・英文)の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書（案）(和文)の作成に協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとし、電子データで提出する。

- (1) 合同評価報告書（案）(英文1部)
- (2) 評価結果要約表（案）(和文・英文各1部)
- (3) 終了時評価調査報告書（案）(和文1部)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2015年11月22日頃-2015年12月12日頃を予定しています。機構職員の現地調査期間は2015年11月29日-2015年12月12日を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

#### ③便宜供与内容

当機構タンザニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

### (2) 参考資料

#### ①案件情報

案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

<http://www.jica.go.jp/project/tanzania/019/outline/index.html>

#### ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12126306.pdf>

#### ③本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム（担当者：種村、メールアドレス：[Tanemura.Hidekazu@jica.go.jp](mailto:Tanemura.Hidekazu@jica.go.jp)、Tel.03-5226-3227）

で配布します。

- ・運営指導調査報告書（案）
- ・PDM（最新版）
- ・プロジェクト事業進捗報告書

### （3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。

以上